

別表1（第4条関係）

指定校変更承認基準

承認事由	適用	必要書類等	留意事項
(1) 慢性疾患等により、希望校学区域内の病院に長期間定期的に通院加療を必要とすると認められる場合	小 中	診断書等 校長意見書	新入学・經常学年
(2) 1年以内に希望校学区域内に転居することが確定している場合	小 中	建築確認書・建築請負契約書、売買・賃貸借契約書等	新入学・經常学年
(3) いじめ・不登校等学校生活に起因し、在籍校に通学することが困難となっている状況で、転校させざるを得ないと判断される場合	小 中	経緯報告書 校長意見書	經常学年 転校による問題解決は一時的な解決にすぎないため、在籍校は、根本的な解決に取り組む。
(4) 統廃合、学区域変更等がある場合で、統合校に就学する場合及び新学区域の学校等に転校を希望する場合	小 中	統合校に就学する場合は、職権処理。 新学区域の学校等に転校する場合は、校長意見書。	經常学年
(5) 新入学に際し、抽選により当選できず学区域の学校に就学指定された者等が、受付期間内に、学区域校又は既に指定されている学校以外を希望する場合	小 中	就学通知書	新入学
(6) 学区域外から通学している児童・生徒で、交通事情、道路事情及び防犯面において、通学に著しく危険を伴う等の環境変化があった場合	小 中	校長意見書	經常学年
(7) 保護者の勤務等の都合又は離婚等家庭環境の変化により、下校後の保護・監督者がいないため、親類等に預けざるを得ない場合、保護者の勤務地から通学させざるを得ない場合又は保護者の利用駅等の近隣校を選択せざるを得ない場合	小 (中)	勤務証明書、預かり証明書 (中)申立書等	原則として小学生の新入学・經常学年。中学生は、生徒一人にできない理由により判断
(8) その他教育委員会が特に必要と認めた場合	小 中		

備考

- 1 在校生の指定校変更の手続には、すべて「在学証明書」及び「教科書給与証明書」が必要となる。
- 2 承認事由の欄中（2）若しくは（8）の事由に該当する場合又は（6）に該当し、住所地の学区域校に変更する場合を除き、原則として抽選校及び凍結校へ変更はできない。
- 3 承認事由の欄中（3）の事由については、教育指導課と在籍校の学校長が転校の可否を検討し、判断するものとする。

- 4 承認事由の欄中（５）の事由に該当する場合、選択可能な学校の範囲は、足立区立小学校及び中学校の学校選択に関する規則第３条に定める範囲とする。
- 5 承認事由の欄中（６）の事由に該当する場合、選択可能な学校の範囲は、住所地の学区域校又は足立区立小学校及び中学校の学校選択に関する規則第３条に定める範囲とする。
- 6 承認事由の欄中（７）の事由に該当する場合、選択可能な学校の範囲は、原則として登下校の拠点となる場所の学区域校又は最も近い学校に限る。また、自宅から登下校の拠点となる場所まで安全に移動でき、かつ、毎日、登校時限までに無理なく登校できることを必要とする。